## 告 示

## 埼玉県告示第千三百十七号

規 則 次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会令和二年十月十六日付け埼玉県告示第千百五十三号で告示した都市計画に関する (昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定によりその開催を中止

令和二年十一月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

_	番号
和 光	区都市 名計 画
和 光 市	市町村名
の方針」のお明発	種類及び名称都市計画の
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 十 日 午 一 一 後 一 一 一 後 一 一 後 一 一 後 一 後 一 一 後 一 後 一 後 一 一 後 一 一 後 一 を 一 を も 一 を も 一 を も 一 を も 一 を も 一 を も 一 を も 一 を も 一 を も 一 を も 一 を も 一 を も も も も も も も も も も も も も	期日及び時間
室	場所